

○財務省告示第二百八十二号

平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法施行令（平成二十七年六月二十四日政令第二百五十六号）第一条第二項の規定に基づき、国有財産を無償で使用させることができる者を次のように定め、平成二十八年九月三十日から適用する。

平成二十八年九月三十日

財務大臣 麻生 太郎

独立行政法人日本スポーツ振興センター（所在地 東京都港区北青山二丁目八番三十五号）